

# 開発許可を取得される方へ

令和8年4月1日以降に許可となる工事について、標識により現場に表示している情報\*を  
埼玉県ホームページでも公開します。

\*届出により県が把握している毎月1日時点の情報

(この変更による新たな手続きはありません。)



着手届



①現場に看板  
を掲出

②着手届  
を提出

③HPに情報を掲載

「許可を受けた者」が実施

埼玉県が実施

## 「アナログ規制の見直し」とは

県では、政府共通の指針であるデジタル原則の下、新たな付加価値を生み出しやすい社会を創るため、**アナログ規制の見直し**を進めています。デジタル原則の基本原則として「オープン・透明」が掲げられています。そこで県は、開発許可の標識の掲出のような書面掲示規制については、**既存の書面掲示に加え、掲示の対象となる情報をインターネット上で公衆が閲覧できるようにすることで、県民の利便性の向上を図ります。**